

新型コロナウイルス感染症治癒確認書

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、下記に必要事項を記入の上、新型コロナウイルス感染症に罹患したことを示す書類（医療機関が発行した診療明細書、薬剤情報提供書等）のコピーを添付して各専攻研究室まで提出してください。

登校の際は解熱剤を使用しなくても解熱して、登校の目安となる状態に至ってから登校してください。

※この確認書は学生本人が記入するもので、医療機関で記入してもらう必要はありません。

※新型コロナウイルス感染症に罹患した際は、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨いたします。

（本人記入欄）

科 専攻 年 氏名：

受診日： 202 年 月 日 医療機関名：

登校停止期間： 202 年 月 日 ~ 202 年 月 日

※下の表を参考の上、登校停止期間を記入してください。

登校停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

○登校可能 ×登校不可

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
/	/	/	/	/	/	/	/
← この期間は登校できません →							
発症	→	解熱	1日目	→	→	○	○
発症	→	→	→	→	解熱	1日目	○

1. 発症日は病院を受診した日ではなく、発熱など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
2. 解熱は37.0℃以下と考えてください。1日の中で発熱と解熱があった場合は、発熱日となります。
3. 無症状の感染者に対する登校停止の期間の取り扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
4. 「症状の軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
5. 登校停止期間で不明な点がある場合は、短大保健室までお問合せください。

（学校処理欄）

確認者氏名：

受領日： 202 年 月 日